

発委第12号

令和3年12月17日

北栄町議会議長 津川俊仁様

提出者 北栄町議会総務教育常任委員会
委員長 町田貴子

放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書の提出について

地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

原子力発電を継続する限り、放射性廃棄物の最終処分を含め、課題の解決が困難になるため。

放射性廃棄物を生む原子力発電の停止を求める意見書

平成23年3月に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせると1万8000人を超える未曾有の大災害となり、この震災の中で起こった東京電力福島第一原発事故では、炉心溶融・爆発などが発生し、多くの放射性物質が大気・海洋・土壌に放出された。この事故の影響により、周辺地域では、事故発生から10年以上を経たなお、多くの方々が避難生活を余儀なくされている。

原発には、このような重大事故の危険性だけでなく、高レベル放射性廃棄物に分類される使用済み核燃料の問題もある。福島第一原発においても原子炉わきのプールに存在していた大量の使用済み核燃料は被害を拡大させるリスクが高く大きな脅威となっていた。また、全国の原発から出ている高レベル放射性廃棄物の最終的な処分地や処分方法は未定のままである。

処分方法の案である地層処分では、放射性廃棄物のガラス固化体は、人が近づけば20秒で死亡するという非常に危険なものであり、元のウラン鉱石と同じレベルまで放射能が低減するのには10万年もの歳月が必要となる。ガラス固化体は鋼鉄製の容器などで覆われ岩盤の中に埋められる予定だが、容器の耐用年数を超えると放射性物質が内部から漏れ出す可能性は高い。その耐用年数は10万年には遠く及ばない。漏れ出した放射性物質が地下水によって運ばれ、汚染が拡大する危険性は高く、地下水の流れは大きな地震による活断層のずれで変動する。数百メートルの深さで地層処分をおこなったとしても、地下670キロメートルまで震源が分布する日本では安全は担保されない。未来の人類に押し付けられる核のゴミが、安全なふるさとを奪うということになる。

原子力発電を継続する限り、重大事故の危険性は残り、放射性廃棄物は増加を続け、最終処分をめぐる問題も解決の困難さを増大させ続ける。早急に原発ゼロを実現し、エネルギー政策の転換を進めることが望まれる。よって政府に対し、下記事項について要望する。

記

- 1 現在停止している国内すべての原子炉を再稼働させない。また新規稼働もさせない。
- 2 「エネルギー基本計画」に原子力発電所ゼロを明記する。
- 3 原子力から再生可能な自然エネルギーへとエネルギー源を転換していく。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月17日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 経済産業大臣